

## 第32回福島県職員倫理審査会議事録

日時：平成30年5月28日（月）

14時00分～15時00分

場所：県庁本庁舎2階 第一特別委員会室

### 1 開会

### 2 定足数の確認

全員出席を確認。

### 3 議事

#### ○ 贈与等報告及び飲食・ゴルフの届出状況について

※ 事務局より資料1-1、1-2に基づき報告・届出状況を説明

#### 【質疑等】

(岩淵委員) 飲食の件数が増えた原因は何でしょうか。

(事務局) 季節的な会合が増えたことが原因と考えられます。また、一部の土木部の機関については委託業者と同じ執務室で業務をしており、忘年会などの季節的な会合で1件あたりの会合に参加する人数も増えております。

(岩尾委員) 飲食件数が過去最高とのことですが、増え方がどうこうではなく、震災から7年経ち、飲食は仕事の上でのコミュニケーションの手段としては悪いものではないと考えています。ただし、飲んだら運転しないなど職員1人1人の倫理観の徹底は必要。

ゴルフにしる、飲食にしる、休日や息抜きは大切。そういう意味ではゴルフ件数は少なく、自粛しているように見えます。

(福島会長) 1回の会合で何人くらい参加するのでしょうか。参加の実態は、延べ数からでは分からないのでお伺いしたい。

(事務局) 会合の実態は様々です。会合自体も忘年会などの季節的な会合やOB会などそれぞれで一概には申し上げられません。

(福島会長) 飲食は届出制であり、同じ人が何回も参加しないようコントロールできるのではないのでしょうか。そうすれば部局間の飲食件数の差は、いくらかなだらかになるのではないのでしょうか。

飲食件数が多いことは、必ずしも良い悪いではないとは思いますが、県庁全体の個別実態を把握はされていないのでしょうか。把握すること自体が件数の抑制につながるのではないかと思います。

(事務局) 件数の多い少ないは大きな問題でなく、倫理条例の趣旨としては、公正な職務執行に努めること、県民から疑惑・不信を招くような行為をしてはならないということで、利害関係者との付き合いの中で、透明性を確保するために飲食やゴルフを届出が必要としています。それが件数に現れているということなので、例えば件数を1,000件以内に収めるとか、1,500件まではいいとかそういったことではなく、利害関係者との関係に疑念を招かれぬよう、利害関係者と飲食等をしたときには届出が必要とされているところです。そういった意味ではこれだけの件数透明性が確保されているということだと思います。

(福島会長) 会合自体の回数が増えているのですか。

(事務局) 会合自体の回数も1回の会合に参加する人数も増えていきます。先ほど説明いたしましたとおり、土木部の一部機関では震災以降の業務増に対応するために、委託業者が同じ執務室内で業務しており、その業者を含めて懇親会等を行うと、そこにいた職員は全員届出を出すこととなりますので、会合1回に対する参加者の数が跳ね上がるようになります。そういったことが背景にあります。

(福島委員) 飲食件数などの資料に、傾向等を読み取れるよう、グラフを出すだけでなく、概説を付けていただくと、福島県にお住まいの皆さんが表を読み取りやすいと思われます。

また、ゴルフ産業がだんだんと下火になったこともあり、件数自体は少ないですが、なぜゴルフだけに縛りを入れたのでしょうか。おそらく利害関係者とのゴルフ参加の問題点としては、人が見ていないところで密談ができるということだと思えますが。

(事務局) 概説の件については今後検討していきたいと思えます。

また、自己負担なくゴルフを行うようなケースを問題視し、ゴルフに縛りかけたものだと思われます。件数自体はゴルフをする職員が減っているため、12件という数字になっています。

(岩尾委員) ゴルフ以外の娯楽の参加についても、例えば若い方ですとサッカーの応援を利害関係者と一緒に行くとか、そういったことも考えていくべきではないでしょうか。

(事務局) ゴルフ以外にも届出制度などを設けることは、今後研究していきたいと思えます。また、利害関係者との旅行や麻雀などの遊技はそもそも禁止行為となっております。サッカーやソフトボールをすること自体は禁じておりませんが、それらの応援をしに旅行に行くことはそもそも禁止しています。そこは届出制として透明性を確保し許容する行為もありますが、いくら届出をしようと思念を招かれるような行為についてはそもそも禁止し、倫理条例の趣旨を達成しようとしているものです。

(岩淵委員) そもそも利害関係者はどういった方を指すのでしょうか。

(事務局) 許認可、各種検査、不利益処分、行政処分、契約事務等の相手方を指します。

(岩尾委員) 知事部局全体で何件という報告の仕方になっておりますが、部局ごとの件数を示していただくと、より透明性を確保出来るのではないのでしょうか。

また、病院局などは件数0となっており、職員数が少ないからと思料されますが、どういった状況でしょうか。

(病院局) 病院局ですと看護師・医師がほとんどで、そもそも許認可関係などの業務がほとんどなく、利害関係者となり得る方が知事部局より少ないことが原因と考えられます。また、交替制勤務の職員も多く、利害関係者との飲食の機会は昨年度についてはなかったという状況です。

(福島委員) 職務にかかわることで講師を頼まれた場合でも報酬を受け取れるのですか。

(事務局) その場合は公務として扱われます。報告のあったものは、職員個人の専門的な知識によって公務外で頼まれた場合の報酬となっております。近年は医師のみで、一般職員では該当はありません。

#### 4 その他

##### ○ 福島県知事部局職員倫理規則違反について

※ 事務局より資料2に基づき説明

##### 【質疑等】

(岩淵委員) 中には飲食の届出を怠る職員もいるのではないのでしょうか。

(事務局) 各所属に設置しているコンプライアンス委員会における研修等で繰り返し周知しているため、届出しているものと認識しております。

(岩尾委員) コンプライアンスの話が出ましたが、この方は研修は受けていたのでしょうか。

(事務局) 管理職向けの研修を行っており、そういったものを受講していると思われます。

(岩尾委員) 研修については徹底して行うべきだと思います。管理職や幹部だけ研修しても意味は薄く、また何かあったときは文書等で通知すべきだと思います。

(事務局) まさに管理職の研修だけでは不足しており、その研修で得たものをいかに職員に下ろしていくかが重要であり、研修だけでなく、不祥事が起きたときや時節など機会を捉えて、面談を行うなどして繰り返し注意喚起することが、大事だと考えております。先ほどおっしゃったように、今後とも注意喚起を行っていきたいと考えています。

(岩尾委員) そうしないと来年度も同じことが起こるかもしれない。1人1人の倫理観が問われる所だと思います。

飲酒するのであれば代行やタクシーで帰ることは当たり前であり、本当に基本的なところに行き着くはずだと思います。

(事務局) これは昨年度起きた事案ですが、平成28年度はこういった事案が相次ぎまして、飲酒運転も含めて免職になるようなケースもあったため、全職員にコンプライアンスを浸透させるように研修資料も工夫し、例えば免職というのは本人や家族にいかにも不利益があるのか、あるいは行政にとっても信用失墜の程度がいかにも大きいかということ、具体的な事案を基に議論するような研修を平成28年度に行いまして、平成29年度も引き続き行っておりました。にもかかわらず、2月にこういった事案が出たため、改めてコンプライアンスの徹底を図っておりましたが、倫理観も含め意識の問題であり、繰り返し徹底させ、全職員に浸透させる取組を今後も進めていきたいです。

(福島会長) 事実関係について、居酒屋2軒に行っておりますが、両方ともイベントですか。

(事務局) 2軒目はイベントと切り離れた、二次会です。

(福島会長) イベントは居酒屋で行ったのですか。また、ボランティアでイベントに参加したとのことですが、当事者の方はボランティアで参加しているため届出は要らないというような意識があったのかどうか教えていただきたい。

(事務局) 本人申し立てによれば、届出をしなければならないという意識はあったということでした。

(福島会長) 通常、福島県ですと飲酒運転や酒気帯び運転は免職となりますか。

- (事務局) 飲酒運転をすれば免職ということは職員には周知しているところです。
- (福島会長) 今回の事案は福島県庁内では、どのような形で周知されているのですか。
- (事務局) 依命通達という形で、各部局を通じて末端にまで届くように綱紀肅正するよう周知しております。また、文書だけでなく、ミーティング等で周知するよう依頼しております。
- (福島会長) では、テレビや新聞を見ていなくとも、この件について福島県庁の中では周知されているということですね。
- ちなみに、この方は過度に飲酒をされるというようなことがあったのでしょうか。
- (事務局) 過去そういった話は聞いておりません。
- (福島会長) 飲酒に過度に依存する話を聞いたことがあります。アルコール依存症への対処は人事管理上行っていますか。
- (事務局) メンタルヘルスや各種健康診断、産業医、保健師への相談等、あくまで職員の健康管理の一貫として対応しているものです。ただ、そういったものと今回の案件は切り離すべきものと考えております。
- (福島会長) 個人的にはお酒の事件は非常に難しいものと考えています。もちろん倫理の関係もありますが、身体の関係とも捉えられる。そういった所の見極めも難しい部分であり、視点を変えて対処していく必要もあるのではないかと思いますし、一方でアルコール依存症の対策等も行っていかなければならないもの。
- また、飲食届出をしない人がいるのは非常に残念です。倫理審査会は、基本性善説で届出があった飲食等の件数を確認する場で、届出することがきっかけで倫理的な判断が働くという意味では全く意味がないものではないと思いますが、1件でも届出していないような例が出てしまうと性善説という前提が崩れてしまいます。本来は総件数よりも個別事案が大事だと思うのですが、この場ではあまり議論されないの、各部局や職員同士の中で職員の異変に気付き、適正化できないと今回のような案件は減らないと思います。岩尾委員がおっしゃるようにセミナーというか何が悪いか理解してもらうような、届出制度とは別の努力も必要だと感じます。
- (事務局) 不祥事防止のために2つの大きな視点があり、1つはコンプライアンス、法令遵守の徹底と、もう1つは不安や困っていることを話し合えるような風通しの良い職場環境づくりが必要ではないかと考えています。
- (岩尾委員) 間違っていたら申し訳ありませんが、土木部など、どちらかといえば現場に近い部局については企業とお酒を飲むことと切っても切れない関係になっているのではないのでしょうか。一口に倫理観といっても、職員自体の気持ちが変わらなければ今回のような案件は起こりうるもの。土木部の体質を変えていかないといけないのではないのでしょうか。
- (事務局) 今回の事案はたまたま土木部でしたが、平成28年度不祥事が相次いだときには、決して土木部が多いというわけではなかったこともあり、土木部がそういった体質とは考えておりません。
- 届出をしなかった職員がこの職員であったものであり、繰り返すにはなりますが、届出行為の対象である飲食自体は禁止行為ではなく、決して件数が多いから土木部がそういう体質であるとは必ずしも言えないと思われまます。

一方で、土木部は不祥事が多いという印象をもたれる可能性もありますので、土木部など特定の部に限らずですが、全職員にコンプライアンスの浸透を図りたいと考えております。

(岩尾委員) 話を聞くと納得いたしますが、新聞を見た県民の方からみたときに、不祥事を結びつけるような誤解を招くこともあり得るため、より注意が必要かと思えます。

(事務局) そういったご意見を部の方につないでいきたいと思えます。

(福島会長) こういった事案が発生し、イベントは台無しになってしまったところもあり、感情的な意見かもしれませんが、県民の方もさることながら、今回はイベントを主催された方も気の毒だったように思えます。

※ 次回の審査会の開催については、審査会送付案件の提出状況を見ながら判断していくことで了解を得た。

## 5 閉会